

静岡県立森林公園森の家施設等 指定管理者募集要項

静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設
静岡県県民の森施設

令和3年9月

静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課

目 次

1 募集の内容	1
(1) 指定管理者募集の趣旨.....	1
(2) 指定期間.....	1
(3) 指定管理者の選定.....	1
2 施設の概要	1
(1) 静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設.....	1
(2) 静岡県県民の森施設.....	2
3 指定管理者が行う業務の範囲	3
4 県が支払う委託料	3
5 指定管理者募集に関する事項	3
(1) スケジュール.....	3
(2) 申請に関する事項.....	6
(3) 審査及び選定に関する事項.....	9
(4) 協定に関する事項.....	10
6 業務の基準	12
(1) 管理運営方針.....	12
(2) 業務内容及び管理運営基準.....	12
(3) 施設の補修・修繕業務.....	12
(4) 事業報告等の基準.....	13
7 事業の適正な実施に関する事項	14
(1) 業務の委託.....	14
(2) 法令等の遵守.....	14
(3) 事業評価.....	14
(4) 指定の取り消し.....	15

8 事業の継続が困難となった場合における措置	15
(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	15
(2) 不可抗力等による場合	15
9 業務の引継ぎについて	15
(1) 協定締結前の業務の引継ぎについて	15
(2) 指定期間終了等に伴う業務の引継ぎについて	15
10 指定管理者制度導入に係る情報提供について	16
11 リスク管理及び保険加入等に関する事項について	16
選定委員会審査基準	18
静岡県立森林公園園森の家施設等における減免基準	19

1 募集の内容

(1) 指定管理者募集の趣旨

静岡県では、優れた自然環境の中での研修、野外活動、自然とのふれあい体験等を通じて森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県民の保健休養に資することを目的として、次のとおり県民が自然と触れ合うための施設（以下「公園施設」という。）を設置しています。

名称	所在地	募集方法
静岡県立森林公園森の家施設	浜松市浜北区根堅	2施設を一体的に公募（どちらか1施設だけの申請はできません）
静岡県立森林公園施設	浜松市浜北区尾野ほか	
静岡県県民の森施設	静岡市葵区岩崎	単独公募

また、公園施設では、利用者の安全を最優先に考えつつ、民間等の創意工夫によりサービスの向上や効率的な管理運営を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、指定管理者制度を導入しています。

現在の指定管理が令和3年度末で終了するため、次期の指定管理者を募集します。

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）とします。

(3) 指定管理者の選定

指定管理者は公募により募集します。申請書類の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果を審査して指定管理者の候補者を選定します。その後、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者として指定し、県との間で協定を締結します。

なお、審査の経過及び結果は、審査終了後、申請者に対して通知するとともに、県のホームページへの掲載等により公表します。

2 施設の概要

利用者の安全を最優先に考えつつ、公園施設の設置目的を達成するための施設運営や事業を展開し、施設利用者数並びに自然観察会等の参加者数の増大を図ることが重要であると考えています。

(1) 静岡県森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設

ア 静岡県立森林公園森の家施設

供用開始日 平成4年9月1日

住 所 浜松市浜北区根堅 2450-1

供用面積 9,900 m²

主な施設 管理研修棟、宿泊棟、多目的ホール(やまびこホール)、
多目的研修棟(樹香庵)、レストラン棟(まつぼっくり)、
駐車場その他の附帯施設

法規制 天竜奥三河国定公園第2種特別地域(自然公園法)

位置づけ 県立森林公園における研修・宿泊の機能を有しており、多様な利用
形態に対応できる施設であるとともに、家族連れや青少年、勤労
者等広く県民の方々が、恵まれた自然環境のもとで研修を積み、
あるいは自然に親しみ、環境保全や、森林・林業に対する理解を
深める拠点である。

イ 静岡県立森林公園施設

供用開始日 昭和40年4月

住 所 浜松市浜北区尾野ほか

供用面積 31.0ha(公園全体185ha)

主な施設 ビジターセンター(バードピア浜北)、木工体験館、
その他の施設(広場、園地、駐車場その他の附帯施設)

法規制 天竜奥三河国定公園第2種特別地域(自然公園法)(一部分)

位置づけ 身近に自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむ場であるとな
るとともに、森林の営みを学び、理解を深め、さらには、森林と林業そ
して山村との係わり合いを知る場である。また、平成16年3月に
オープンしたビジターセンター「バードピア浜北」は、これに加え、
野鳥を中心とした自然情報の発信や、自然解説などの体験プ
ログラムを提供しているほか、環境に配慮した施設整備による環
境学習機能も有している。

(2) 静岡県県民の森施設

供用開始日 昭和56年7月

住 所 静岡市葵区岩崎

供用面積	283ha
主な施設	県民の森センター（平成29年度から使用禁止） キャンプ場（ロッジ、ログハウス、テントサイト等） その他の施設（広場、園地、駐車場その他の附帯施設）
法規制	奥大井県立自然公園（静岡県立自然公園条例）（一部分）
位置づけ	県政100年を記念し、県民の方々が自然に親しみ、健全な野外レクリエーションを楽しむことができる場として整備され、併せて森林、林業、山村に対する認識を高める目的も持つ。

3 指定管理者が行う業務の範囲

公園施設における指定管理者の業務の範囲は次のとおりです。

- ・利用承認及び届出の受付に関する業務
- ・公園施設の維持管理に関する業務
- ・有料施設等については、利用料金の設定及び収受に関する業務（利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。）
- ・指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラムなどの実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進
- ・その他、条例第9条第2項に掲げる業務

4 県が支払う委託料

県が支払う委託料は、指定期間中の各年度の県予算の範囲内で支払います。委託料の上限額については、各施設の「管理運営業務の基準」を参照してください。

指定管理料上限額は、消費税及び地方消費税について、現行税率（10%）を基に算定しています。各年度の協定書に定める指定管理料の額の決定時には、当該年に適用すべき税率を基に再度算定し、協議の上決定します。

また、特殊事情が生じた場合は、別途協議を行います。

5 指定管理者募集に関する事項

(1) スケジュール

ア 募集要項の配布※

配布期間：令和3年9月13日（月）から令和3年9月21日（火）正午まで

(平日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし令和3年9月21日(火)は正午まで。)

配布場所：静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課(県庁西館6階)

※募集要項は静岡県のホームページからダウンロードできます。

(URL http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sitei_kanrisya.nsf/w0202)

イ 現地説明会

現地説明を希望する場合は、法人(団体)名及び参加希望者名(各法人(団体)2名まで)等必要事項を現地説明会参加申込書(様式第7号)に明記の上、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「オ 問い合わせ先及び申請書類提出先」へ、令和3年9月21日(火)午後2時までに、お申込みください。施設における現地説明会の開催日時及び集合場所は以下のとおりです。

なお、現地説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請者から希望があった場合のみ、少人数で開催します。

(ア) 静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設

開催日時：令和3年9月24日(金)午前10時30分から午後3時まで(予定)

集合場所：森の家 研修室

(午後は園内を車で先導し案内しますので、お車でお越しください)

(イ) 静岡県県民の森施設

開催日時：令和3年9月22日(水)午後0時30分から午後3時まで(予定)

集合場所：県民の森ロッジ

ウ 募集に関する質問

受付期間：令和3年9月22日(水)午前8時30分から

令和3年9月27日(月)午後3時まで(必着)

送付方法：指定管理者募集要項に関する質問書(様式第8号)に記入のうえ、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「オ 問い合わせ先及び申請書類提出先」まで送付してください。

回答方法：質問者に、ファックス又は電子メールにて回答します。

質問及びその回答に対しては、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、県のホームページ上で公表します。

回答期間：令和3年9月29日(水)から令和3年9月30日(木)までの間に回答します。

エ 申請書類の受付

受付期間：令和3年10月1日（金）から令和3年10月8日（金）まで

提出方法：「オ 問い合わせ先及び申請書類提出先」まで電子メール、持参又は郵送にて提出してください。ただし、誓約書に限り、押印のうえ、原本の提出が必要です（電子メールでの提出はできません）。なお、持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とします。

電子メール及び郵送の場合は、令和3年10月8日（金）午後5時必着とします。

オ 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課（県庁西館6階）

電話：054-221-2848

ファックス：054-221-3278

電子メール：fureai@pref.shizuoka.lg.jp

カ 第1次審査

令和3年10月上旬頃

学識経験者、専門家、静岡県職員などから構成する「指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で、各施設について申請書類に基づき第1次審査を行います。それぞれの結果のみを、申請者（グループで応募した場合は、グループの代表団体）に通知します。

ただし、申請者が少数の場合は、第1次審査と第2次審査を同一日に実施する場合があります。

キ 第2次審査

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

各施設の第1次審査通過者によるプレゼンテーションと選定委員会によるヒアリングを行います。

開催日時：令和3年10月21日（木）（予備日 10月29日（金））

場所：県庁会議室（予備日 県静岡総合庁舎又は県浜松総合庁舎会議室）

内容：事業計画書の提案内容について

- ・申請者によるプレゼンテーション（20分）

- ・選定委員会からのヒアリング（20分）

詳細については別途第1次審査通過者に通知します。

(イ) 指定管理者の候補者の選定

選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を受けて、指定管理者としての適性の確認と順位付けを行います。各施設について、第1順位の団体を、指定管理者の候補者として選定し、審査結果について知事に報告を行います。

ク 指定管理者の候補者の決定及び結果の通知

令和3年11月中旬頃

選定委員会での審査結果の報告に基づき、知事が指定管理者の候補者を決定します。この結果については、速やかに第2次審査受検者（グループで応募した場合は、グループの代表団体）にお知らせするとともに、公表します。

ケ 指定管理者の指定

令和3年12月下旬頃に県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

コ 指定管理者との協定の締結

令和4年3月中旬頃に協定を締結する予定です。

(2) 申請に関する事項

ア 申請資格

(ア) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

a 個人での申請はできません。

b 次のいずれかに該当する法人等は申請できません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ・ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ・ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）
- ・ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立

て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）
- ・平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- ・平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- ・選定委員会の委員と雇用関係又は資本出資等で関連がある者

(イ) 複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表法人等を定めること。

(他の法人等は当該グループの構成員として扱います。)

- a 単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできません。
- b 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。

イ 申請手続

申請時には、次の書類を提出してください。なお、申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。

グループ申請の場合は、(ウ)の書類は構成員となる全ての法人等のものを提出してください。

提出部数は持参又は郵送の場合、原本1部、副本10部です。電子メールの場合、印刷した書類の提出は不要です（誓約書を除く）。

- (ア) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (イ) 事業計画書（様式第2号）
- (ウ) 申請する法人等に関する書類
 - a 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - b 法人にあつては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録証明書の写し）…3か月以内に取得
 - c 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
 - d 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近3年分）
 - e 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3年分）
 - f 役員名簿
 - g 公園施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類（実績がある場合）
 - h 誓約書（様式第3号）
- (エ) グループ申請の場合は、上記書類に加え次の書類
 - a グループ応募構成書（様式第4号）
 - b グループ協定書の写し（様式第5号）
 - c 委任状の写し（様式第6号）
 - d 印鑑証明書の写し（構成員が法人でない場合）…3か月以内に取得

ウ 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- (ア) 複数の事業計画書を提出した場合
- (イ) 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は、選定委員会委員に個別に接触した場合
- (ウ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (エ) 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (オ) 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- (カ) 県が支払う委託料について、事業計画書において、各施設の「管理運営業務の基準」で示している上限額を超える提示をした場合
- (キ) その他不正な行為があったと県が認めた場合

エ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、県は、指定管理者制度導入による公園施設の管理運営内容の公表及びその他、県が必要と認める場合には、指定管理者の候補者として決定した申請者の申請書類一部又は全部を無償で使用できるものとします。また、審査結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

(イ) 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば、次の返却対応期間内で、申請者に返却します。返却するのは原本のみです。

返却対応期間：令和4年1月14日（金）から令和4年1月28日（金）まで

オ 応募の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 審査及び選定に関する事項

ア 審査方法

審査は「選定委員会審査基準」（P18）により行います。

選定委員会が、申請書類の内容及びヒアリング等の結果により審査し、指定管理者の候補者を選定します。

選定委員会は、選定した結果を知事へ報告します。知事は報告に基づいて指定管理者の候補者を決定し、県議会の議決を経て指定管理者を指定します。

申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

イ 指定管理者選定委員会

指定管理者選定委員会は、学識経験者、専門家、静岡県職員などの委員で構成します。委員の構成は以下のとおりです。

<委員（五十音順）>

荒巻 太枝子（静岡県シェアリングネイチャー協会理事）
井戸 直樹（ネイチャースクール森のたね代表）
佐藤 光（静岡県中部農林事務所長）
瀬戸 知也（静岡文化芸術大学文化政策学部教授）
永松 典子（株式会社静岡編集舎代表取締役）
平松 久典（静岡県西部農林事務所長）
藤田 祐司（静岡県くらし・環境部参事）
眞野 匡雄（静岡県中小企業団体中央会事務局長）
宮城島 史人（ふじのくに観光振興アドバイザー）

なお、募集要項の配布後、指定管理者の候補者の公表までの間に、申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁じます。

（４）協定に関する事項

協定の主な内容としては、次のとおりを予定しています。

ア 指定期間に関する事項

令和４年４月１日から令和９年３月３１日までとします。

イ 利用承認等に関する事項

公園施設の利用承認、取消し、届出の受付を行っていただきます。

ウ 利用料金に関する事項

条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができます。利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができます。

エ 利用料金の減免に関する事項

（ア）必ず利用料金を減免していただく場合

「静岡県立森林公園森の家施設等における減免基準」（P19）によります。

（イ）指定管理者の裁量で利用料金を減免できる場合

当該減免が、その管理に係る公園施設の利用の促進に資すると指定管理者が認められた場合に行うことができます。この場合、指定管理者は、利用者に対して、不当な差別的取扱いを行わないものとします。

（ウ）減免額相当分の補填

(ア)、(イ)のいずれの場合も、減免額相当分は県から補填しませんので、事業計画書（収支計画）作成にあたってはご注意ください。

オ 個人情報の保護に関する事項

指定管理者は、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。（静岡県個人情報保護条例第10条第2項）

カ 営業時間及び営業日の設定について

公園施設の使用時間及び開館日は、少なくとも、条例第3条に定めるものを満たすこととして、事業計画書で提案していただきます。

(ア) 県立森林公園のビジターセンター休館日については、公園利用者の安全対策を考え、災害時や事故発生時に対応するための体制を取っていただきます。

(イ) 県民の森施設については、4月第3土曜日～11月第3日曜日を営業期間としていますが、令和4年度は専用水道施設に係る膜ろ過装置等設置工事による断水のため、一次休業する予定です。休業期間により委託料金額が減額となる可能性があります。

キ 指定の取り消し等に関する事項

知事は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者が知事の指示に従わないときや当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。また、この場合の違約金についても定めます。

ク 業務区分に関する事項

県と指定管理者の業務区分は、「県及び指定管理者の業務区分表」（各施設ごとの管理運営業務の基準の中で示しています。）によります。

ケ 事業報告に関する事項

「6 業務の基準（4）事業報告等の基準」によります。

コ 施設の利用予約の引継ぎに関する事項

指定期間開始前に申込みがあった施設の利用については、原則として現指定管理者から引き継いでいただきます。

サ 委託料の支払いに関する事項

県が支払う委託料は、指定期間中の各年度の県予算の範囲内で支払います。

シ 自主事業に関する事項

指定管理者が自主事業（自らが公園施設を使用して行う事業（イベント、物販等））を行う場合は、県の承認を得る必要があります。自主事業には、有料のもの

無料のものがあります。

- ・有料自主事業…条例で定める利用料金以外の料金を徴収したり、売上金を得る事業
- ・無料自主事業…有料自主事業以外の自主事業

ス 指定管理者による施設の設置

事業計画書において提案されたもののうち、県が適当と認めるもので、自然公園法等必要関係法令の許可を得たものについては、指定期間開始時に承認します。

また、指定期間中は、年度毎の事業計画又は変更事業計画において提案いただき、県が適当と認めるもので、自然公園法等必要関係法令の許可を得たものについては、その都度承認します。

この施設において、料金を徴収したり、売上金を得る場合は、シの自主事業となります。

セ 損害賠償に関する事項

事業運営における県及び指定管理者の損害賠償について定めます。

6 業務の基準

(1) 管理運営方針

自然体験活動者数の拡大を図り、自然との共生や自然環境の保全の考え方についての意識を啓発するため、公園施設の適正な管理運営を行っていただきます。

(2) 業務内容及び管理運営基準

業務内容及び管理運営基準については、「静岡県立森林公園森の家・森林公園施設における管理運営業務の基準」、「静岡県民の森施設における管理運営業務の基準」によります。

(3) 施設の補修・修繕業務

施設の補修・修繕について、指定管理者が行う業務範囲は以下によります。

- ・照明器具、アンテナ修理などの設備、備品の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換
- ・1件当たり30万円未満の施設の補修・修繕（破損又は故障した施設や設備、物品を現状に復旧する行為）
- ・その他、県との協議により行う施設の補修・修繕等

(4) 事業報告等の基準

ア 年度計画書の提出

下記の事項を記載した翌年度の年度計画書を、年度ごとに県へ提出してください。
詳細は別途定めます。

(ア) 管理運営に係る業務の実施計画及び収支計画

(イ) その他知事が必要と認める事項

イ 月次報告書の提出

毎月 10 日までに、各施設の指定管理者は、下記の事項を記載した前月分の月次報告書を県へ提出してください。

(ア) 静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設

来園者数（駐車場調査等の方法による推定方式）、部門（宿泊・研修・レストラン・園地）ごとの収支報告・利用状況・その他知事が必要と認める事項

(イ) 静岡県県民の森施設

来園者数（駐車場調査等の方法による推定方式）、部門（ログハウス・ロッジ・キャンプ場）ごとの収入報告・利用状況・その他知事が必要と認める事項

ウ 事業報告書の提出

毎年度終了後 20 日以内に下記の事項を記載した事業報告書を県へ提出してください。また、毎年度の中間期にも半期分の中間事業報告書を県へ提出してください。

(ア) 管理に係る業務の実施状況及び収支状況

(イ) 公園施設の利用状況

(ウ) その他知事が必要と認める事項

エ その他報告書の提出

その他必要に応じて、県から管理運営状況等についての報告書の提出を求めることがあります。

オ 報告書の内容の調査

上記イからエまでにより県へ提出された報告書の内容については、必要に応じて県が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

7 事業の適正な実施に関する事項

指定管理者の業務内容等について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者は誠意をもって協議し決定することとします。

(1) 業務の委託

個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えありませんが、管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできません。

(2) 法令等の遵守

管理運営業務を行うにあたっては、次に例示する法令等その他公園施設の管理運営を行う上で必要な法令等を遵守していただきます。（本手続期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとします。）

- ・ 地方自治法、地方自治法施行令
- ・ 自然公園法
- ・ 森林法
- ・ 旅館業法
- ・ 静岡県立自然公園条例
- ・ 静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例、静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例施行規則
- ・ 静岡県個人情報保護条例
- ・ その他公園施設に関する内規事項（ただし、県との協議により内容を修正することができます。）
- ・ 消防法、水道法その他施設、設備の維持管理、保守点検に関する法令
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県からの要請

(3) 事業評価

県は、事業報告書等に基づき事業評価を行い公表します。評価の実施にあたり、有識者や専門家等からなる外部委員会を設置する場合があります。

また、「6 業務の基準」を満たしていないと判断した場合は、地方自治法第244条の2第10項に基づき、県は指定管理者に対して期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

なお、本県では、指定管理者のモチベーションの向上と一層の経営努力の発揮を目的に、管理実績に対する評価の結果が優秀と認められる指定管理者を優遇する仕組みを設けています。

今回の選定を経て指定された指定管理者が、当該施設の次回指定管理者選定公募（令和8年度予定）に応募する場合、今回の指定期間における管理実績に対する評価（期

間評価)の結果に応じて、次回選定時に加点を行います。

(4) 指定の取り消し

県の指示に従わないときや、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと判断した場合には、県は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定期間中でもその指定を取り消すことができます。

8 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由によりその管理に係る公園施設の運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取消することができるものとします。この場合、指定管理者は協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償しなければなりません。

(2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力による場合は、事業の継続について県と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、県はその指定を取り消すことができるものとします。

9 業務の引継ぎについて

(1) 協定締結前の業務の引継ぎについて

選定委員会により指定管理者候補者として選定された団体は、選定時から翌年度4月1日の管理開始時までの間、速やかに現指定管理者との業務の引継ぎ作業に移ることができるよう、必要な人員や適切な体制の整備をしていただきます。特に、災害時や事故発生時の対応等を含む安全管理体制については、十分留意しながら現指定管理者と引継ぎを実施してください。

(2) 指定期間終了等に伴う業務の引継ぎについて

指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、公園施設を指定期間開始時の状態に復して次期指定管理者又は県に引き継いでいただきます。業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎを行っていただくとともに、必要なデータ等について提供していただきます。特に、災害時や事故発生時の対応等を含む安全管理体制については、十分

留意しながら次期指定管理者と引継ぎを実施してください。

10 指定管理者制度導入に係る情報提供について

県は、申請者等から得た情報及び評価点数等について審査終了前あるいは終了後において、ホームページへの掲載や報道機関への情報提供を行い公表します。情報提供の内容についての考え方は以下のとおりです。

項目		審査終了前	審査終了後
申請者	指定管理者候補者の名称	/	○
	その他の申請者の名称		
	申請者数		
審査項目		○ (募集要項で公表)	○
審査項目の配点		○ (募集要項で公表)	○
提案書類の概要		/	○(ノウハウの保護に配慮して公表)
評価点数		/	○
評価理由		/	○(ノウハウの保護に配慮して公表)
選定委員会委員名		○ (募集要項で公表)	○
選定委員会議事録		/	○(ノウハウの保護に配慮して公表)

11 リスク管理及び保険加入等に関する事項について

(1) 指定管理者は、各施設の「管理運営業務の基準」などを踏まえ、利用者の安全確保を最優先とした管理を行っていただきます。

事故、火災等の発生による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則、指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵に起因する場合は、状況に応じ県によるものとします。なお、指定管理者は、被害が最小限になるよう迅速かつ最善の対応を取るとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

(2) 施設の特性を踏まえて、どのようなリスクに対応する保険が必要なのか検討し、必要な保険に加入していただきます。この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険

者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしていただきます。

(注)

- 1 本募集要項中の「公園施設」は、条例第2条に、その種類は同条例第3条及び別表第1に定めるものである。
- 2 本募集要項中の「利用料金」とは、条例第13条に定める利用料金をいう。

「選定委員会審査基準」

審査項目	提案書	配点
I 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか。(条例第11条第1号)		
1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針 ・指定管理者の指定を申請した理由と設置目的等との整合性 ・県民の平等な利用の確保	提案書 1	10点
2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画 ・利用者へのサービス向上対策、広報計画 ・利用者意見の反映及び苦情に対する対応策 ・イベントや自主事業の計画及び実施体制 ・料金設定計画	提案書 2	25点
3 地域等との連携 ・地域との連携及び地元での雇用確保	提案書 3	5点
II 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減は図られるものであるか。(条例第11条第2号)		
1 経営に関する計画 ・収支計画及び利用者計画の合理性	提案書 4	5点
2 施設管理に関する計画	提案書 5	10点
III 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか。(条例第11条第3号)		
1 団体の経営状況、事業実績 ・団体の経営状況 ・類似施設の運営実績や専門分野のノウハウ	提案書 6	15点
2 組織体制に関する計画 ・管理運営体制や県との連絡体制 ・職員の配置計画、研修計画、接客指導等	提案書 7	10点
3 危機管理体制 ・地震、火災等緊急時の対応、事故防止の取組等利用者の安全確保 ・個人情報の保護	提案書 8	5点
IV 委託料の金額		10点
V 平成29年度から令和3年度の期間評価の結果を今回選定時に当該指定管理者に反映		5点
計		100点

静岡県立森林公園森の家施設等における減免基準

(趣旨)

第1 この基準は、静岡県立森林公園森の家施設等（以下「公園施設」という。）における有料施設の利用料金に関する減免について定めるものとする。

(減免の対象)

第2 減免の対象は、静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に定める別表第3に掲げる利用料金とする。

(減免の条件及び内容)

第3 減免の条件及び内容は、条例に定める別表第3において規定するものとする。

2 公園施設の管理運営に関して県が必要と認める場合、その利用料金を全額免除とする。